

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年5月18日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：12件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主発電機固定子コイルの点検において、発電機軸受（コレクタリング側）の軸受リング絶縁板に破損（割れ）が認められたため、当該部品を修理	GⅢ	
2	1号機	制御棒駆動水圧系制御ユニットの点検において、漏えい検出系回路用フレキシブル電線管接続部に破損（2箇所）が認められたため、当該部を修理	GⅢ	
3	1号機	原子炉冷却材浄化系フィルタスラッジポンプ出口弁（2台）の点検において、弁開閉状態表示用リミットスイッチに接点動作不良が認められたため、当該リミットスイッチを点検・調整	GⅢ	
4	1号機	補助海水系ポンプ（A）の点検において、軸シール部のグランドスリーブに摩耗が認められたため、当該部品を交換	GⅢ	
5	1号機	取水設備スクリーン洗浄装置（A系）の点検において、同装置の防食用アルミ陽極棒に劣化が認められたため、当該部品を交換	対象外	
6	1号機	補助海水系ポンプ（B）の点検において、ポンプシャフト接続用部品に摩耗が認められたため、当該部品を交換	GⅢ	
7	2号機	廃棄物処理系廃液ろ過器用ろ過材保持ポンプの電源開閉器内部部品より異音の発生が認められたため、当該部品を点検・修理	GⅢ	
8	3号機	ほう酸水注入系ポンプ（B）駆動部の下部より水のリーク跡（汚染なし）が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
9	3号機	非常用ディーゼル発電機（A）室内に敷設されている所内用加熱蒸気系弁のグランド部より水のリーク（1秒間に1滴程度）が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
10	4号機	タービン補機冷却系の系統水塩素濃度計に上昇傾向が認められたため、対応検討	GⅢ	
11	4号機	中央制御室換気空調系空調機用加熱器出口温度計に指示値不良（ドリフト）が認められたため、当該温度計を点検・調整	GⅢ	
12	5号機	制御棒駆動機構交換機用部品を貯蔵品として購入した際、資材管理上必要な手続きに不備が認められたため、対応検討	GⅢ	